

8. 関係法令など抜粋

1. 下水道法	102
2. 下水道法施行令	107
3. 下水道法施行規則	109
4. 建築基準法	109
5. 建築基準法施行令	110
6. 給排水設備構造基準	112
7. 水質汚濁防止法	113
8. 建設工事公衆災害防止対策要綱	120
9. 道路交通法	120
10. 江別市公共下水道条例	122
11. 江別市公共下水道条例施行規程	133
12. 江別市指定排水設備工事事業者規程	140

第 8 章 関係法令など抜粋

1 下水道法（昭和 33 年 4 月 24 日法律第 79 号）

（最終改正 H27.5.20 法律第 22 号）

（この法律の目的）

第 1 条 この法律は、流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 下水 生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、若しくは付随する廃水（以下「汚水」という。）又は雨水をいう。

二 下水道 下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設（かんがい排水施設を除く。）、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設（屎尿浄化槽を除く。）又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設、貯留施設その他の施設の総体をいう。

三 公共下水道 次のいずれかに該当する下水道をいう。

イ 主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの

ロ 主として市街地における雨水のみを排除するために地方公共団体が管理する下水道で、河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を放流するもの又は流域下水道に接続するもの

四 流域下水道 次のいずれかに該当する下水道をいう。

イ 専ら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、及び処理するために地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するもの

ロ 公共下水道（終末処理場を有するもの又は前号ロに該当するものに限る。）により排除される雨水のみを受けて、これを河川その他の公共の水域又は海域に放流するために地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域における雨水を排除するものであり、かつ、当該雨水の流量を調節するための施設を有するもの

五 都市下水路 主として市街地における下水を排除するために地方公共団体が管理している下水道（公共下水道及び流域下水道を除く。）で、その規模が政令で定める規模以上のものであり、かつ、当該地方公共団体が第 27 条の規定により指定したものをいう。

六 終末処理場 下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域又は海域に放流するために下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設をいう。

七 排水区域 公共下水道により下水を排除することができる地域で、第 9 条第 1 項の規定により公示された区域をいう。

八 処理区域 排水区域のうち排除された下水を終末処理場により処理することができる地域で、第 9 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により公示された区域をいう。

九 浸水被害 排水区域において、一時的に大量の降雨が生じた場合において排水施設に当該雨水を排除できないこと又は排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる浸水により、国民の生命、身体又は財産に被害を生ずることをいう。

(管理)

第3条 公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする

2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、2以上の市町村が受益し、かつ、関係市町村のみでは設置することが困難であると認められる場合においては、関係市町村と協議して、当該公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うことができる。この場合において、関係市町村が協議に応じようとするときは、あらかじめその議会の議決を経なければならない。

(構造の基準)

第7条 公共下水道の構造は、公衆衛生上重大な危害が生じ、又は公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことを防止する観点から政令で定める技術上の基準に適合するものでなければならない。

2 前項に規定するもののほか、公共下水道の構造は、政令で定める基準を参酌して公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める技術上の基準に適合するものでなければならない。

(公共下水道の維持又は修繕)

第7条の2 公共下水道管理者は、公共下水道を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて公衆衛生上重大な危害が生じ、及び公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことのないように努めなければならない。

2 公共下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準その他必要な事項は、政令で定める。

3 前項の技術上の基準は、公共下水道の修繕を効率的に行うための点検及び災害の発生時において公共下水道の機能を維持するための応急措置の実施に関する基準を含むものでなければならない。

(放流水の水質の基準)

第8条 公共下水道から河川その他の公共の水域又は海域に放流される水（以下「公共下水道からの放流水」という。）の水質は、政令で定める技術上の基準に適合するものでなければならない。

(供用開始の公示等)

第9条 公共下水道管理者は、公共下水道の供用を開始しようとするときは、あらかじめ、供用を開始すべき年月日、下水を排除すべき区域その他国土交通省令で定める事項を公示し、かつ、これを表示した図面を当該公共下水道管理者である地方公共団体の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。公示した事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定は、公共下水道管理者が終末処理場による下水の処理を開始しようとする場合又は当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場による下水の処理が開始される場合に準用する。この場合において、同項中「供用を開始すべき年月日」とあるのは「下水の処理を開始すべき年月日」と、「下水を排除すべき区域」とあるのは「下水を処理すべき区域」と、「国土交通省令」とあるのは「国土交通省令・環境省令」と読み替えるものとする。

(排水設備の設置等)

第10条 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従って、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水設備（以下「排水設備」という。）を設置しなければならない。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合

においては、この限りでない。

- 一 建築物の敷地である土地にあつては、当該建築物の所有者
 - 二 建築物の敷地でない土地（次号に規定する土地を除く。）にあつては、当該土地の所有者
 - 三 道路（道路法（昭和 27 年法律第 180 号）による道路をいう。）その他の公共施設（建築物を除く。）の敷地である土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者
- 2 前項の規定により設置された排水設備の改築又は修繕は、同項の規定によりこれを設置すべき者が行うものとし、その清掃その他の維持は、当該土地の占有者（前項第 3 号の土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者）が行うものとする。
 - 3 第 1 項の排水設備の設置又は構造については、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術上の基準によらなければならない。

（排水に関する受忍義務等）

第 11 条 前条第 1 項の規定により排水設備を設置しなければならない者は、他人の土地又は排水設備を使用しなければ下水を公共下水道に流入させることが困難であるときは、他人の土地に排水設備を設置し、又は他人の設置した排水設備を使用することができる。この場合においては、他人の土地又は排水設備にとって最も損害の少ない場所又は箇所及び方法を選ばなければならない。

- 2 前項の規定により他人の排水設備を使用する者は、その利益を受ける場合に依じて、その設置、改築、修繕及び維持に要する費用を負担しなければならない。
- 3 第 1 項の規定により他人の土地に排水設備を設置することができる者又は前条第 2 項の規定により当該排水設備の維持をしなければならない者は、当該排水設備の設置、改築若しくは修繕又は維持をするためやむを得ない必要があるときは、他人の土地を使用することができる。この場合においては、あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。
- 4 前項の規定により他人の土地を使用した者は、当該使用により他人に損失を与えた場合においては、その者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

（使用の開始等の届出）

第 11 条の 2 継続して政令で定める量又は水質の下水を排除して公共下水道を使用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該下水の量又は水質及び使用開始の時期を公共下水道管理者に届け出なければならない。その届出に係る下水の量又は水質を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 継続して下水を排除して公共下水道を使用しようとする水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項に規定する特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）第 12 条第 1 項第 6 号に規定する水質基準対象施設（以下単に「特定施設」という。）の設置者は、前項の規定により届出をする場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、使用開始の時期を公共下水道管理者に届け出なければならない。

（水洗便所への改造義務等）

第 11 条の 3 処理区域内においてくみ取便所が設けられている建築物を所有する者は、当該処理区域についての第 9 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日から 3 年以内に、その便所を水洗便所（污水管が公共下水道に連結されたものに限る。以下同じ。）に改造しなければならない。

- 2 建築基準法第31条第1項の規定に違反している便所が設けられている建築物の所有者については、前項の規定は、適用しない。
- 3 公共下水道管理者は、第1項の規定に違反している者に対し、相当の期間を定めて、当該くみ取便所を水洗便所に改造すべきことを命ずることができる。ただし、当該建築物が近く除却され、又は移転される予定のものである場合、水洗便所への改造に必要な資金の調達が困難な事情がある場合等当該くみ取便所を水洗便所に改造していないことについて相当の理由があると認められる場合は、この限りでない。
- 4 第1項の期限後に同項の違反に係る建築物の所有権を取得した者に対しても、前項と同様とする。
- 5 市町村は、くみ取便所を水洗便所に改造しようとする者に対し、必要な資金の融通又はそのあつせん、その改造に関し利害関係を有する者との間に紛争が生じた場合における和解の仲介その他の援助に努めるものとする。
- 6 国は、市町村が前項の資金の融通を行なう場合には、これに必要な資金の融通又はそのあつせんに努めるものとする。

(除害施設の設置等)

第12条 公共下水道管理者は、著しく公共下水道若しくは流域下水道の施設の機能を妨げ、又は公共下水道若しくは流域下水道の施設を損傷するおそれのある下水を継続して排除して公共下水道を使用する者に対し、政令で定める基準に従い、条例で、下水による障害を除去するために必要な施設（以下「除害施設」という。）を設け、又は必要な措置をしなければならない旨を定めることができる。

- 2 前項の条例は、公共下水道又は流域下水道の機能及び構造を保全するために必要な最小限度のものであり、かつ、公共下水道を使用する者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(特定事業場からの下水の排除の制限)

第12条の2 特定施設（政令で定めるものを除く。第12条の12、第18条の2及び第39条の2を除き、以下同じ。）を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）から下水を排除して公共下水道（終末処理場を設置しているもの又は終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。以下この条、次条、第12条の5、第12条の9、第12条11第1項及び第37条の2において同じ。）を使用する者は、政令で定める場合を除き、その水質が当該公共下水道への排出口において政令で定める基準に適合しない下水を排除してはならない。

- 2 前項の政令で定める基準は、下水に含まれる物質のうち人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあり、かつ、終末処理場において処理することが困難なものとして政令で定めるものの量について、当該物質の種類ごとに、公共下水道からの放流水又は流域下水道から河川その他の公共の水域若しくは海域に放流される水（以下「流域下水道からの放流水」という。）の水質を第8条（第25条の18において準用する場合を含む。第4項（第12条の11第2項において準用する場合を含む。）及び第13条第1項において同じ。）の技術上の基準に適合させるため必要な限度において定めるものとする。
- 3 前項の政令で定める物質に係るものを除き、公共下水道管理者は、政令で定める基準に従い、条例で、特定事業場から公共下水道に排除される下水の水質の基準を定めることができる。
- 4 前項の条例は、公共下水道からの放流水又は流域下水道からの放流水の水質を第8条の技術上の

基準に適合させるために必要な最小限度のものであり、かつ、公共下水道を使用する者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

5 第3項の規定により公共下水道管理者が条例で水質の基準を定めた場合においては、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、政令で定める場合を除き、その水質が当該公共下水道への排出口において当該条例で定める基準に適合しない下水を排除してはならない。

6 第1項及び前項の規定は、1の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）が当該施設を設置している工場又は事業場から公共下水道に排除する下水については、当該施設が特定施設となった日から6月間（当該施設が政令で定める施設である場合にあっては、1年間）は、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となった際既に当該工場又は事業場が特定事業場であるとき、及びその者に適用されている地方公共団体の条例の規定で河川その他の公共の水域又は海域に排除される汚水の水質につき第1項及び前項に規定する規制に相当するものがあるとき（当該規定の違反行為に対する処罰規定がないときを除く。）は、この限りでない。

（特定施設の設置等の届出）

第12条の3 工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用する者は、当該工場又は事業場に特定施設を設置しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を公共下水道管理者に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 三 特定施設の種類
- 四 特定施設の構造
- 五 特定施設の使用の方法
- 六 特定施設から排出される汚水の処理の方法
- 七 公共下水道に排除される下水の量及び水質その他の国土交通省令で定める事項

2 1の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）で当該施設に係る工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用するものは、当該施設が特定施設となった日から30日以内に、国土交通省令で定めるところにより、前項各号に掲げる事項を公共下水道管理者に届け出なければならない。

3 特定施設の設置者は、前2項の規定により届出をしている場合を除き、当該特定施設を設置している工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用することとなったときは、その日から30日以内に、国土交通省令で定めるところにより、第1項各号に掲げる事項を公共下水道管理者に届け出なければならない。

（排水設備等の検査）

第13条 公共下水道管理者は、公共下水道若しくは流域下水道の機能及び構造を保全し、又は公共下水道からの放流水若しくは流域下水道からの放流水の水質を第8条の技術上の基準に適合させるために必要な限度において、その職員をして排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設、除害施設その他の物件を検査させることができる。ただし、人の住居に使用する建築物に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により、検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があった

ときは、これを提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(損傷負担金)

第18条 公共下水道管理者は、公共下水道の施設を損傷した行為により必要を生じた公共下水道の施設に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、その行為をした者にその全部又は一部を負担させることができる。

(使用料)

第20条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

- 2 使用料は、次の原則によって定めなければならない。
- 一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
 - 二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
 - 三 定率又は定額をもって明確に定められていること。
 - 四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。
- 3 公害防止事業費事業者負担法(昭和45年法律第133号)の規定に基づき事業者がその設置の費用の一部を負担した公共下水道について当該事業者及びその他の事業者から徴収する使用料は、政令で定める基準に従い、当該事業者が同法の規定に基づいてした費用の負担を勘案して定めなければならない。

2 下水道法施行令(昭和34年政令第147号)

(最終改正H27.11.13政令第384号)

(排水設備の設置及び構造の技術上の基準)

第8条 法第10条第3項に規定する政令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 排水設備は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるところにより、公共下水道のますその他の排水施設又は他の排水設備に接続させること。
- 二 排水設備は、堅固で耐久力を有する構造とすること。
- 三 排水設備は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとするすることができる。
- 四 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水と雨水とを分離して排除する構造とすること。
- 五 管渠の勾配は、やむを得ない場合を除き、100分の1以上とすること。
- 六 排水管の内径及び排水渠の断面積は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるところにより、その排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- 七 汚水(冷却の用に供した水その他の汚水で雨水と同程度以上に清浄であるものを除く。以下この条において同じ。)を排除すべき排水渠は、暗渠とすること。ただし、製造業又はガス供給業の用に供する建築物内においては、この限りでない。
- 八 暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールを設けること。
 - イ もっぱら雨水を排除すべき管渠の始まる箇所

ロ 下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所。ただし、管渠の清掃に支障がないときは、この限りでない。

ハ 管渠の長さがその内径又は内り幅の 120 倍をこえない範囲内において管渠の清掃上適当な箇所

九 ます又はマンホールには、ふた（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができるふた）を設けること。

十 ますの底には、もっぱら雨水を排除すべきますにあつては深さが 15 センチメートル以上のどろためを、その他のますにあつてはその接続する管渠の内径又は内り幅に応じ相当の幅のインバートを設けること。

十一 汚水を一時的に貯蔵する排水設備には、臭気の発散により生活環境の保全上支障が生じないようにするための措置が講ぜられていること。

（公共下水道に設ける施設又は工作物その他の物件に関する技術上の基準）

第 17 条 法第 24 条第 2 項に規定する政令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一 施設又は工作物その他の物件の位置は、次に掲げるところによること。

イ 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設のうち、汚水を排除するものは公共下水道の汚水を排除すべき排水施設に、雨水を排除するものは公共下水道の雨水を排除すべき排水施設に設けること。

ロ 公共下水道に汚水を流入させるために設ける排水設備は、公共下水道のます又はマンホール（合流式の公共下水道のもっぱら雨水を排除すべきます及びマンホールを除く。）の壁のできるだけ底に近い箇所に設けること。

ハ 公共下水道にもっぱら雨水を流入させるために設ける排水施設は、公共下水道の排水渠の開渠である構造の部分（以下この条において「開渠部分」という。）、ます又はマンホールの壁（ますのどろための部分の壁を除く。）に設けること。

ニ 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設（以下この条において「流入施設」という。）以外のものは、公共下水道の開渠部分の壁の上端より上に（当該部分を縦断するときには、その上端から 2.5 メートル以上の高さに）、又は当該部分の地下に設けること。ただし、水道の給水管又はガスの導管を当該部分の壁のできるだけ上端に近い箇所に設ける場合において、下水の排除に支障を及ぼすおそれが少いときは、この限りでない。

ホ 公共下水道の開渠部分の壁の上端から 2.5 メートル未満の高さに設けるものは、当該部分の清掃に支障がない程度に他の物件と離れていること。

二 施設又は工作物その他の物件の構造は、次に掲げるところによること。

イ 堅固で耐久性を有するとともに、公共下水道の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造に支障を及ぼさないものであること。

ロ 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設は、汚水と雨水とを分離して排除する構造とすること。

ハ 流入施設及びその他の排水施設の公共下水道の開渠部分に突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断する部分は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。

ニ 汚水（冷却の用に供した水その他の汚水で雨水と同程度以上に清浄であるものを除く。）を

排除する流入施設は、排水区域内においては、暗渠とすること。ただし、鉱業の用に供する建築物内においては、この限りでない。

ホ 流入施設、建築基準法第 42 条に規定する道路、鉄道、軌道及びもっぱら道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条に規定する自動車又は軽車両の交通の用に供する通路以外のもので、公共下水道の開渠部分の壁の上端から 2.5 メートル未満の高さで当該部分に突出し、又はこれを横断するものの幅は、1.5 メートルを超えないこと。

三 工事の実施方法は、次に掲げるところによること。

イ 公共下水道の管渠を一時閉じふさぐ必要があるときは、下水が外にあふれ出るおそれがない時期及び方法を選ぶこと。

ロ 流入施設は、公共下水道の開渠部分、ます又はマンホールの壁から突出させないで設けるとともに、その設けた箇所からの漏水を防止する措置を講ずること。

ハ 水道の給水管又はガスの導管を公共下水道の開渠部分の壁に設けるときは、その設けた箇所からの漏水を防止する措置を講ずること。

ニ その他公共下水道の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造又は機能に支障を及ぼすおそれがないこと。

四 流入施設から公共下水道に排除される下水の量は、その公共下水道の計画下水量の下水の排除に支障を及ぼさないものであること。

五 下水以外の物を公共下水道に入れるために設ける施設でないこと。

六 法第 12 条第 1 項又は法第 12 条の 11 第 1 項の規定による条例の規定により除害施設を設けなければならないときは、当該施設を設けること。

3 下水道法施行規則（昭和 42 年建設省令第 37 号）（最終改正 H27.11.13 国土交通省令第 78 号）

（公共下水道の供用開始の公示事項）

第 5 条 法第 9 条第 1 項に規定する国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 供用を開始しようとする排水施設の位置
- 二 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別

4 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）（最終改正 H27.6.26 法律第 50 号）

（敷地の衛生及び安全）

第 19 条 建築物の敷地は、これに接する道の境より高くなければならず、建築物の地盤面は、これに接する周囲の土地より高くなければならない。ただし、敷地内の排水に支障がない場合又は建築物の用途により防湿の必要がない場合においては、この限りでない。

2 湿潤な土地、出水のおそれの多い土地又はごみその他これに類する物で埋め立てられた土地に建築物を建築する場合においては、盛土、地盤の改良その他衛生上又は安全上必要な措置を講じなければならない。

3 建築物の敷地には、雨水及び汚水を排出し、又は処理するための適当な下水管、下水溝又はためますその他にこれらに類する施設をしなければならない。

(便所)

第 31 条 下水道法第 2 条第 8 号に規定する処理区域内においては、便所は、水洗便所（污水管が下水道法第 2 条第 3 号に規定する公共下水道に連結されたものに限る。）以外の便所としてはならない。

2 便所から排出する汚物を下水道法第 2 条第 6 号に規定する終末処理場を有する公共下水道以外に放流しようとする場合においては、屎尿浄化槽を設けなければならない。

(この章の規定を実施し、又は補足するため必要な技術的基準)

第 36 条 居室の採光面積、天井及び床の高さ、床の防湿方法、階段の構造、便所、防火壁、防火区画、消火設備、避雷設備及び給水、排水その他の配管設備の設置及び構造並びに浄化槽、煙突及び昇降機の構造に関して、この章の規定を実施し、又は補足するために安全上、防火上及び衛生上必要な技術的基準は、政令で定める。

(地方公共団体の条例による制限の附加)

第 40 条 地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は特殊建築物の用途若しくは規模に困り、この章の規定又はこれに基く命令の規定のみによっては建築物の安全、防火又は衛生の目的を十分に達し難いと認める場合においては、条例で、建築物の敷地、構造又は建築設備に関して安全上、防火上又は衛生上必要な制限を附加することができる。

5 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）

（最終改正 H27.12.16 政令第 421 号）

(給水、排水その他の配管設備の設置及び構造)

第 129 条の 2 の 5 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備の設置及び構造は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 コンクリートへの埋設等により腐食するおそれのある部分には、その材質に応じ有効な腐食防止のための措置を講ずること。
- 二 構造耐力上主要な部分を貫通して配管する場合においては、建築物の構造耐力上支障を生じないようにすること。
- 三 第 129 条の 3 第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる昇降機の昇降路内に設けないこと。ただし、地震時においても昇降機のかごの昇降、かご及び出入り口の戸の開閉その他の昇降機の機能並びに配管設備の機能に支障が生じないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの及び国土交通大臣の認定を受けたものは、この限りでない。
- 四 圧力タンク及び給湯設備には、有効な安全装置を設けること。
- 五 水質、温度その他の特性に応じて安全上、防火上及び衛生上支障のない構造とすること。
- 六 地階を除く階数が 3 以上である建築物、地階に居室を有する建築物又は延べ面積が 3 千平方メートルを超える建築物に設ける換気、暖房又は冷房の設備の風道及びダストシュート、メールシュート、リネンシュートその他これらに類するものは、不燃材料で造ること。
- 七 給水管、配電管その他の管が、第 112 条第 15 項の準耐火構造の防火区画、第 113 条第 1 項の防火壁、第 114 条第 1 項の界壁、同条第 2 項の間仕切壁又は同条第 3 項若しくは第 4 項の隔壁を貫通する場合においては、これらの管の構造は、次のイからハまでのいずれかに適合するものとする。ただし、1 時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火

設備で建築物の他の部分と区画されたパイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するものの中にある部分については、この限りでない。

イ 給水管、配電管その他の管の貫通する部分及び当該貫通する部分からそれぞれ両側に 1メートル以内の距離にある部分を不燃材料で造ること。

ロ 給水管、配電管その他の管の外径が、当該管の用途、材質その他の事項に応じて国土交通大臣が定める数値未満であること。

ハ 防火区画等を貫通する管に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 20 分間防火区画等の加熱側の反対側に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものとして、国土交通大臣の認定を受けたものであること。

八 3 階以上の階を共同住宅の用途に供する建築物の住戸に設けるガスの配管設備は、国土交通大臣が安全を確保するために必要があると認めて定める基準によること。

2 建築物に設ける飲料水の配管設備（水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 9 項に規定する給水装置に該当する配管設備を除く。）の設備及び構造は、前項の規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。

一 飲料水の配管設備（これと給水系統を同じくする配管設備を含む。この号から第 3 号までにおいて同じ。）とその他の配管設備とは、直接連結させないこと。

二 水槽、流しその他水を入れ、又は受ける設備に給水する飲料水の配管設備の水栓の開口部にあつては、これらの設備のあふれ面と水栓の開口部との垂直距離を適当に保つ等有効な水の逆流防止のための措置を講ずること。

三 飲料水の配管設備の構造は、次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。

イ 当該配管設備から漏水しないものであること。

ロ 当該配管設備から溶出する物質によって汚染されないものであること。

四 給水管の凍結による破壊のおそれのある部分には、有効な防凍のための措置を講ずること。

五 給水タンク及び貯水タンクは、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造とし、金属性のものにあつては、衛生上支障のないように有効なさび止めのための措置を講ずること。

六 前各号に定めるもののほか、安全上及び衛生上支障のないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

3 建築物に設ける排水のための配管設備の設置及び構造は、第 1 項の規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。

一 排出すべき雨水又は汚水の量及び水質に応じ有効な容量、傾斜及び材質を有すること。

二 配管設備には、排水トラップ、通気管等を設置する等衛生上必要な措置を講ずること。

三 配管設備の末端は、公共下水道、都市下水路その他の排水施設に排水上有効に連結すること。

四 汚水に接する部分は、不浸透質の耐水材料で造ること。

五 前各号に定めるもののほか、安全上及び衛生上支障のないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

6 給排水設備構造基準（建築基準法施行令の規定に基づく建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備を安全上及び衛生上支障のない構造とするための基準）（昭和50年建設省告示第1597号）

（最終改正H12.5.30建設省告示第1406号）

建築基準法施行令第129条の2の5第2項第6号及び第3項第5号の規定に基づき、建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備を安全上及び衛生上支障のない構造とするための構造方法を次のように定める。

第二 排水のための配管設備の構造は、次に定めるところによらなければならない。

一 排水管

イ 掃除口を設ける等保守点検を容易に行うことができる構造とすること。

ロ 次に掲げる管に直接連結しないこと。

(1) 冷蔵庫、水飲器その他これらに類する機器の排水管

(2) 滅菌器、消毒器その他これらに類する機器の排水管

(3) 給水ポンプ、空気調和機、その他これらに類する機器の排水管

(4) 給水タンク等の水抜管及びオーバーフロー管

ハ 雨水排水立て管は、汚水排水管若しくは通気管と兼用し、又はこれらの管に連結しないこと。

二 排水槽

イ 通気のための装置以外の部分から臭気が洩れない構造とすること。

ロ 内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる位置にマンホール（直径60センチメートル以上の円が内接することができるものに限る。）を設けること。

ハ 排水槽の底には吸い込みピットを設ける等保守点検がしやすい構造とすること。

ニ 排水槽の底の勾配は吸い込みピットに向かって15分の1以上10分の1以下とする等内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる構造とすること。

ホ 通気のための装置を設け、かつ、当該装置は、直接外気に衛生上有効に開放すること。

三 排水トラップ

イ 雨水排水管（雨水排水立て管を除く。）を汚水排水のための配管設備に連結する場合には、当該雨水排水管に排水トラップを設けること。

ロ 二重トラップとならないように設けること。

ハ 排水管内の臭気、衛生害虫等の移動を有効に防止することができる構造とすること。

ニ 汚水に含まれる汚物等が付着し、又は沈殿しない構造とすること。ただし、阻集器を兼ねる排水トラップについては、この限りでない。

ホ 封水深は、5センチメートル以上10センチメートル以下（阻集器を兼ねる排水トラップについては5センチメートル以上）とすること。

ヘ 容易に掃除ができる構造とすること。

四 阻集器

イ 汚水が油脂、ガソリン、土砂その他排水のための配管設備の機能を著しく妨げ、又は排水の

ための配管設備を損傷するおそれがある物を含む場合においては、有効な位置に阻集器を設けること。

ロ 汚水から油脂、ガソリン、土砂等を有効に分離することができる構造とすること。

ハ 容易に掃除ができる構造とすること。

五 通気管

イ 排水トラップの封水部に加わる排水管内の圧力と大気圧との差によって排水トラップが破封しないように有効に設けること。

ロ 汚水の流入により通気が妨げられないようにすること。

ハ 直接外気に衛生上有効に開放すること。

第三 適用の特例

建築基準法別表第1(イ)欄に掲げる用途以外の用途に供する建築物で、階数が2以下で、かつ、延べ面積が500平方メートル以下のものに設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備については、第1(第1号口を除く。)並びに第2第3号イ及び第4号の規定は、適用しない。ただし、2以上の建築物(延べ面積の合計が500平方メートル以下である場合を除く。)に対して飲料水を供給するための給水タンク等又は有効容量が5立方メートルを超える給水タンク等については、第1第2号の規定の適用があるものとする。

7 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)

(最終改正H26.6.18法律第72号)

(目的)

第1条 この法律は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁(水質以外の水の状態が悪化することを含む。以下同じ。)の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損賠賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「公共用水域」とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路(下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第3号及び第4号に規定する公共下水道及び流域下水道であって、同条第6号に規定する終末処理場を設置しているもの(その流域下水道に接続する公共下水道を含む。)を除く。)をいう。

2 この法律において「特定施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。

一 カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質(以下「有害物質」という。)を含むこと。

二 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態(熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。)を示す項目として政令で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

- 3 この法律において「指定地域特定施設」とは、第4条の2第1項に規定する指定水域の水質にとって前項第2号に規定する程度の汚水又は廃液を排出する施設として政令で定める施設で同条第1項に規定する指定地域に設置されるものをいう。
- 4 この法律において「指定施設」とは、有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は有害物質及び次項に規定する油以外の物質であつて公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの（第14条の2第2項において「指定物質」という。）を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設をいう。
- 5 この法律において「貯油施設等」とは、重油その他の政令で定める油（以下単に「油」という。）を貯蔵し、又は油を含む水を処理する施設で政令で定めるものをいう。
- 6 この法律において、「排出水」とは、特定施設（指定地域特定施設を含む。以下同じ。）を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）から公共用水域に排出される水をいう。
- 7 この法律において「汚水等」とは、特定施設から排出される汚水又は廃液をいう。
- 8 この法律において「特定地下浸透水」とは、有害物質を、その施設において製造し、使用し、又は処理する特定施設（指定地域特定施設を除く。以下「有害物質使用特定施設」という。）を設置する特定事業場（以下「有害物質使用特定事業場」という。）から地下に浸透する水で有害物質使用特定施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）を含むものをいう。
- 9 この法律において「生活排水」とは、炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用水域に排出される水（排出水を除く。）をいう。

（排出基準）

第3条 排出基準は、排出水の汚染状態（熱によるものを含む。以下同じ。）について、環境省令で定める。

- 2 前項の排出基準は、有害物質による汚染状態にあつては、排出水に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚水状態にあつては、前条第2項第2号に規定する項目について、項目ごとに定める許容限度とする。
- 3 都道府県は、当該都道府県の区域に属する公共用水域のうちに、その自然的、社会的条件から判断して、第1項の排水基準によっては人の健康を保護し、又は生活環境を保全することが十分でない認められる区域があるときは、その区域に排出される排出水の汚染状態について、政令で定める基準に従い、条例で、同項の排出基準にかえて適用すべき同項の排水基準で定める許容限度よりきびしい許容限度を定める排出基準を定めることができる。
- 4 前項の条例においては、あわせて当該区域の範囲を明らかにしなければならない。
- 5 都道府県が第3項の規定により排水基準を定める場合には、当該都道府県知事は、あらかじめ、環境大臣及び関係都道府県知事に通知しなければならない。

（特定施設の設置の届出）

第5条 工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 三 特定施設の種類
- 四 特定施設の構造

- 五 特定施設の設備
 - 六 特定施設の使用の方法
 - 七 汚水等の処理の方法
 - 八 排出水の汚染状態及び量（特定地域内の工場又は事業場に係る場合にあつては、排水系統別の汚染状態及び量を含む。）
 - 九 その他環境省令で定める事項
- 2 工場又は事業場から地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）を含む水を浸透させる者は、有害物質使用特定施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 工場又は事業場の名称及び所在地
 - 三 有害物質使用特定施設の種類
 - 四 有害物質使用特定施設の構造
 - 五 有害物質使用特定施設の使用の方法
 - 六 汚水等の処理の方法
 - 七 特定地下浸透水の浸透の方法
 - 八 その他環境省令で定める事項
- 3 工場若しくは事業場において有害物質使用特定施設を設置しようとする者（第1項に規定する者が特定施設を設置しようとする場合又は前項に規定する者が有害物質使用特定施設を設置しようとする場合を除く。）又は工場若しくは事業場において有害物質貯蔵指定施設（指定施設（有害物質を貯蔵するものに限る。）であつて当該指定施設から有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 工場又は事業場の名称及び所在地
 - 三 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造
 - 四 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備
 - 五 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法
 - 六 その他環境省令で定める事項

（排出水の排出の制限）

第12条 排出水を排出する者は、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水規準に適合しない排出水を排出してはならない。

- 2 前項の規定は、1の施設が特定施設（指定地域特定施設を除く。以下この項において同じ。）となった際現にその施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される水については、当該施設が特定施設となった日から6月間（当該施設が政令で定める施設である場合にあつては、1年間）は、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となった際既に当該工場又は事業場が特定事業場であるとき、及びその者に適用されている地方公共団体の条例の規定で前項の規定に相当するものがあるとき（当該規定の違反行為に対する処罰規定がないときを除く。）は、この限りでない。

- 3 第1項の規定は、1の施設が指定地域特定施設となった際現に指定地域においてその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。以下この項において同じ。）又は1の地域が指定地域となった際現にその地域において指定地域特定施設を設置している者の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される水については、当該施設が指定地域特定施設となった日又は当該地域が指定地域となった日から1年間（当該施設が政令で定める施設である場合にあっては、3年間）は、適用しない。ただし、当該施設が指定地域特定施設となった際既に当該工場又は事業場が特定事業場であるとき、及びその者に適用されている地方公共団体の条例の規定で第1項の規定に相当するものがあるとき（当該規定の違反行為に対する処罰規定がないときを除く。）は、この限りでない。

（総量規制基準の遵守義務）

第12条の2 指定地域内事業場の設置者は、当該指定地域内事業場に係る総量規制基準を遵守しなければならない。

（特定地下浸透水の浸透の制限）

第12条の3 有害物質使用特定事業場から水を排出する者（特定地下浸透水を浸透させる者を含む。）は、第8条の環境省令で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させてはならない。

（改善命令等）

第13条 都道府県知事は、排水水を排出する者が、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排水水を排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは排水水の排出の一時停止を命ずることができる。

2 第12条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

3 都道府県知事は、その汚濁負荷量が総量規制基準に適合しない排水水が排出されるおそれがあると認めるときは、当該排水水に係る指定地域内事業場の設置者に対し、期限を定めて、当該指定地域内事業場における汚水又は廃液の処理の方法の改善その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

4 前項の規定は、第2条第2項若しくは第3項の施設を定める政令、第4条の2第1項の地域を定める政令又は第4条の5第1項の規模を定める環境省令の改正により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場については、当該工場又は事業場が指定地域内事業場となった日から6月間は、適用しない。

第13条の2 都道府県知事は、第12条の3に規定する者が、第8条の環境省令で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて特定施設（指定地域特定施設を除く。以下この条において同じ。）の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは特定地下浸透水の浸透の一時停止を命ずることができる。

2 前項の規定は、1の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該施設を設置している工場又は事業場から地下に浸透する水で当該施設に係る汚水等（これに処理したものを含む。）を含むものについては、当該施設が特定施設となった日から6月間（当該施設が政令で定める施設である場合にあっては、1年間）は、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となった際既にその水が特定地下浸透水であるとき、及びその者に適用されている

地方公共団体の条例でその水について同項の規定に相当するものがあるとき（当該規定による命令に違反する行為に対する処罰規定がないときを除く。）は、この限りでない。

第 13 条の 3 都道府県知事は、有害物質使用特定施設を設置している者又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者が第 12 条の 4 の基準を遵守していない認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造、設備若しくは使用の方法の改善を命じ、又は当該有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

2 前項の規定は、第 12 条の 4 の基準の適用の際現に有害物質使用特定施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）に係る当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設については、当該基準の適用の 6 月間（当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設が政令で定める施設である場合にあつては、1 年間）は、適用しない。ただし、当該基準の適用の際その者に適用されている地方公共団体の条例の規定で同項の規定に相当するものがあるとき（当該規定による命令に違反する行為に対する処罰規定がないときを除く。）は、この限りでない。

（指導等）

第 13 条の 4 都道府県知事は、指定地域内事業場から排出水を排出する者以外の者であつて指定地域において公共水域に汚水、廃液その他の汚濁荷量の増加の原因となる物を排出するものに対し、総量削減計画を達成するために必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

（排出水の汚染状態の測定等）

第 14 条 排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者は、環境省令で定めるところにより、当該排出水又は特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

2 総量規制基準が適用されている指定地域内事業場から排出水を排出する者は、環境省令で定めるところにより、当該排出水の汚濁負担量を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

3 前項の指定地域内事業場の設置者は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、汚濁負荷量の測定手法を都道府県知事に届け出なければならない。届出に係る測定手法を変更するときも、同様とする。

4 排出水を排出する者は、当該公共用水域の水質の汚濁の状況を考慮して、当該特定事業場の排水口の位置その他の排出水の排出の方法を適切にしなければならない。

5 有害物質使用特定施設を設置している者又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、環境省令で定めるところにより、定期的に点検し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

（事故時の措置）

第 14 条の 2 特定事業場の設置者は、当該特定事業場において、特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質を含む水若しくはその汚染状態が第 2 条第 2 項第 2 号に規定する項目について排水基準に適合しないおそれがある水が当該特定事業場から公共用水域に排出され、又は有害物質を含む水が当該特定事業場から地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く有害物質を含む水若しくは当該排水基準に適合しないおそれ

がある水の排出又は有害物質を含む水の浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 指定施設を設置する工場又は事業場（以下この条において「指定事業場」という。）の設置者は、当該指定事業場において、指定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は指定物質を含む水が当該指定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は指定物質を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 貯油施設等を設置する工場又は事業場（以下この条において「貯油事業場等」という。）の設置者は、当該貯油事業場等において、貯油施設等の破損その他の事故が発生し、油を含む水が当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 都道府県知事は、特定事業場の設置者、指定事業場の設置者又は貯油事業場等の設置者が前3項の応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、これらの規定に定める応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

（事業者の責務）

第14条の4 事業場は、この章に規定する排出水の排出の規制等に関する措置のほか、その事業活動に伴う汚水又は廃液の公共用水域への排出又は地下への浸透の状況を把握するとともに、当該汚水又は廃液による公共用水域又は地下水の水質の汚濁の防止のために必要な措置を講ずるようにしなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第14条の5 市町村（特別区を含む。以下この章においては同じ。）は、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るための必要な対策（以下「生活排水対策」という。）として、公共用水域の水質に対する生活排水による汚濁の負荷を低減するために必要な施設（以下「生活排水処理施設」という。）の整備、生活排水対策の啓発に携わる指導員の育成その他の生活排水対策に係る施策の実施に努めなければならない。

- 2 都道府県は、生活排水対策に係る広域にわたる施策の実施及び市町村が行う生活排水対策に係る施策の総合調整に努めなければならない。
- 3 国は、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁に関する知識の普及を図るとともに、地方公共団体が行う生活排水対策に係る施策を推進するために必要な技術上及び財政上の援助に努めなければならない。

（国民の責務）

第14条の6 何人も、公共用水域の水質の保全を図るため、調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の使用等を適正に行うよう心がけるとともに、国又は地方公共団体による生活排水対策の実施に協力しなければならない。

（生活排水を排出する者の努力）

第14条の7 生活排水を排出する者は、下水道法その他の法律の規定に基づき生活排水の処理に係る

措置を採るべきこととされている場合を除き、公共用水域の水質に対する生活排水による汚濁の負荷の低減に資する設備の整備に努めなければならない。

(生活排水対策重点地域の指定等)

第14条の8 都道府県知事は、次に掲げる公共用水域において生活排水の排出による当該公共用水域の水質の汚濁を防止するために生活排水対策の実施を推進することが特に必要であると認めるときは、当該公共用水域の水質の汚濁に関係がある当該都道府県の区域内に生活排水対策重点地域を指定しなければならない。

一 水質環境基準が現に確保されておらず、又は確保されないこととなるおそれが著しい公共用水域

二 前号に掲げるもののほか、自然的及び社会的条件に照らし、水質の保全を図ることが特に重要な公共用水域であって水質の汚濁が進行し、又は進行することとなるおそれが著しいもの

2 都道府県知事は、生活排水対策重点地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かななければならない。

3 生活排水対策重点地域の指定をしようとする地域に係る公共用水域が他の都府県の区域にわたる場合においては、都府県知事は、その指定をしようとする旨を当該他の都府県の都府県知事に通知しなければならない。

4 都道府県知事は、生活排水対策重点地域の指定をしたときは、その旨を公表するとともに、当該生活排水対策重点地域をその区域に含む市町村（以下「生活排水対策推進市町村」という。）に通知しなければならない。

5 前3項の規定は、生活排水対策重点地域の変更について準用する。

(生活排水対策推進計画の策定等)

第14条の9 生活排水対策推進市町村は、生活排水対策重点地域における生活排水対策の実施を推進するための計画（以下「生活排水対策推進計画」という。）を定めなければならない。

2 生活排水対策推進計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 生活排水対策の実施の推進に関する基本的方針

二 生活排水処理施設の整備に関する事項

三 生活排水対策に係る啓発に関する事項

四 その他生活排水対策の実施の推進に関し必要な事項

3 生活排水対策推進市町村が生活排水対策推進計画を定めようとするときは、当該生活排水対策重点地域内の他の生活排水対策推進市町村と連携を図らなければならない。

4 生活排水対策推進市町村は、生活排水対策推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、その生活排水対策重点地域を指定した都道府県知事に通知しなければならない。

5 前項の通知を受けた都道府県知事は、当該市町村に対し、生活排水対策の推進に関し助言をし、その推進に関し特に必要があると認める場合にあっては勧告をすることができる。

6 生活排水対策推進市町村は、生活排水対策推進計画を定めたときは、その内容を公表しなければならない。

7 第3項から前項までの規定は、生活排水対策推進計画の変更について準用する。

(生活排水対策推進計画の推進)

第14条の10 生活排水対策推進市町村は、当該生活排水対策重点地域内の他の生活排水対策推進市

町村と連携を図りながら、生活排水対策推進計画に定められた生活排水対策の実施の推進に関する基本的方針に従い、生活排水処理施設の整備、生活排水対策に係る啓発その他生活排水対策の実施に必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(指導等)

第 14 条の 11 生活排水対策推進市町村の長は、生活排水対策推進計画を推進するために必要と認める場合には、その生活排水対策重点地域において生活排水を排出する者に対し、指導、助言及び勧告をすることができる。

8 建設工事公衆災害防止対策要綱（平成 5 年建設事務次官通達）

(目的)

第 1 この要綱は、土木工事の施工に当たって、当該工事の関係者以外の第三者（以下「公衆」という。）に対する生命、身体及び財産に関する危害並びに迷惑（以下「公衆災害」という。）を防止するために必要な計画、設計及び施工の基準を示し、もって土木工事の安全な施工の確保に寄与することを目的とする。

(適用)

第 2 この要綱は、公衆に係わる区域で施工する土木工事（以下単に「土木工事」という。）に適用する。

2 起業者及び施工者は、土木工事に当たっては、公衆災害を防止するために、この要綱の各項目を遵守しなければならない。ただし、この要綱において起業者が行うこととされている内容について、契約の定めるところにより施工者が行うことを妨げない。

(以下、条文省略)

第 5 公衆災害防止対策経費／ 第 6 現場組織体制
第 8 付近居住者等への周知／ 第 9 事故発生時の措置と原因調査
第 10 作業場の区分／ 第 13 移動さくの設置及び撤去方法
第 17 道路標識等／ 第 18 保安灯／ 第 19 遠方よりの工事箇所の確認
第 24 歩行者対策／ 第 25 通路の排水／ 第 33 保安上の事前措置
第 34 立会／ 第 35 保安上の措置／ 第 36 埋設物の確認
第 38 露出した埋設物の保安維持等／ 第 41 土留工を必要とする掘削
第 79 一般部の埋戻し方法／ 第 110 防火／第 111 酸素欠乏症の防止

9 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）

（最終改正 H27.9.30 法律第 76 号）

(目的)

第 1 条 この法律は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的とする。

(道路の使用の許可)

第 77 条 次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に掲げる行為について当該行為に係る場所を管轄する警察署長（以下この節において「所轄警察署長」という。）の許可（当該行為に係る場所が同一の公安委員会の管理に属する 2 以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのい

れかの所轄警察署長の許可。以下この節において同じ。)を受けなければならない。

一 道路において工事若しくは作業しようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人

- 5 所轄警察署長は、第1項の規定による許可を受けた者が前2項の規定による条件に違反したとき、又は道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特別の必要が生じたときは、その許可を取り消し、又はその許可の効力を停止することができる。

10 江別市公共下水道条例

〔昭和42年1月5日〕
条例第3号

〔平成6年から各条に改正経過を注記した。〕

改正 昭和45年4月1日条例第13号	平成6年12月12日条例第20号	平成17年12月16日条例第50号
昭和54年3月26日条例第11号	平成8年3月29日条例第14号	平成19年9月12日条例第15号
昭和56年3月31日条例第14号	平成9年3月31日条例第28号	平成24年12月27日条例第43号
昭和59年3月7日条例第2号	平成12年3月8日条例第3号	平成26年3月27日条例第10号
昭和59年3月23日条例第5号	平成12年12月12日条例第35号	
平成元年3月31日条例第27号	平成14年3月5日条例第3号	

江別市公共下水道条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 排水設備の設置等（第3条―第8条）
- 第3章 公共下水道の使用（第9条―第15条）
- 第4章 構造の技術上の基準（第16条―第20条）
- 第5章 終末処理場の維持管理（第21条）
- 第6章 雑則（第22条―第31条）
- 第7章 罰則（第32条・第33条）

附則

第1章 総 則

（趣旨）

第1条 江別市（以下「市」という。）の設置する公共下水道の管理、使用及び構造の技術上の基準については、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）その他法令で定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

一部改正〔平成24年条例43号〕

（用語の定義）

第2条 この条例において「下水」、「汚水」、「排水施設」、「処理施設」、「公共下水道」、「終末処理場」、「排水設備」、「除害施設」及び「特定事業場」とは、それぞれ法第2条第1号に規定する下水、同号に規定する汚水、同条第2号に規定する排水施設、同号に規定する処理施設、同条第3号に規定する公共下水道、同条第6号に規定する終末処理場、法第10条第1項に規定する排水設備（屋内の排水管、これに固着する洗面器及び水洗便所のタンク並びに便器を含み、し尿浄化槽を除く。）、法第12条第1項に規定する除害施設及び法第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。

2 この条例において「管きよ」とは、排水管又は排水きよをいう。

3 この条例において「使用者」とは、下水を排除するために、公共下水道を使用する者をいう。

4 この条例において「水道」及び「給水装置」とは、それぞれ水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道及び同条第9項に規定する給水装置をいう。

5 この条例において「使用月」とは、下水道使用料徴収の便宜上区分されたおおむね1月の期間をいい、その始期及び終期は水道事業管理者（以下「管理者」という。）が別に定める。

一部改正〔平成8年条例14号・24年43号〕

第2章 排水設備の設置等

（排水設備の設置義務）

第3条 排水設備の設置は、公共下水道の供用開始の日又は新たに設置義務の発生した日から6月以内にしなければならない。ただし、管理者が認めた場合に限りその期間の延長を許可することができる。

(排水設備の持続方法及び内径等)

第4条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 合流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、公共下水道のますその他の排水施設（法第11条第1項の規定により、又は同項の規定に該当しない場合に所有者の承諾を得て、他人の排水設備により下水を排除する場合における他人の排水設備を含む。以下この条及び次条において「公共ます等」という。）に固着させること。
- (2) 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水を排除すべき排水設備にあつては公共ます等で汚水を排除すべきものに、雨水を排除すべき排水設備にあつては公共ます等で雨水を排除すべきものに固着すること。
- (3) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で管理者が別に定めるものによること。
- (4) 汚水のみを排除すべき排水管の内径は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き次の表に定めるところによるものとし、排水きよの断面積は同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。

排水人口	排水管の内径（単位ミリメートル）
150人未満	100以上
150人以上 300人未満	150以上
300人以上 600人未満	200以上
600人以上	250以上

- (5) 雨水又は雨水を含む下水を排除すべき排水管の内径は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き次の表に定めるところによるものとし、排水きよの断面積は同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。

排水面積	排水管の内径（単位ミリメートル）
200平方メートル未満	100以上
200平方メートル以上 600平方メートル未満	150以上
600平方メートル以上	200以上

(公共下水道に直接接続しない排水施設の新設等)

第5条 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設（排水設備及び法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設を除く。以下この条及び次条において同じ。）の新設等を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 汚水は公共ます等で汚水を排除すべきものに、雨水は公共ます等で雨水を排除すべきものに流入させるように設けること。
- (2) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (3) 陶管、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最小限度のものとする措置が講ぜられていること。

一部改正〔平成24年条例43号〕

(排水設備等の計画の確認)

第6条 排水設備又は前条の排水施設（これらに接続する除害施設を含む。以下これらを「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、管理者が別に定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、管理者の確認を受けなければならない。ただし、市に排水設備等の設計を委託した場合においてその設計のとおりにより工事を実施するとき、又は市に新設等の工事を委託したときはこの限りでない。

2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て同項の規定による管理者の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあっては、事前にその旨を管理者に届け出ることをもって足りる。

(排水設備等の工事の検査)

第7条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から5日以内に到達するようにその旨を管理者に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、市の職員の検査を受けなければならない。ただし、市にその工事を委託したときは、この限りでない。

2 前項の検査をする職員は、同項の検査をした場合において、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めるときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、検査済証を交付するものとする。

3 前項の検査済証の様式は、管理者が別に定める。

(排水設備等の工事の実施)

第8条 排水設備等の工事（管理者が別に定める軽微な工事を除く。）は、管理者が指定する者（以下「指定業者」という。）に委託するものでなければこれを行ってはならない。ただし、市において工事を実施するとき、又は管理者が排水設備等の設置等に特に影響を及ぼさないと認められた工事は、この限りではない。

2 前項の指定業者の指定に関しては、管理者が別に定める。

第3章 公共下水道の使用

(使用の開始等の届出)

第9条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときは、当該使用者は、管理者が別に定めるところにより、遅滞なく、その旨を管理者に届け出なければならない。ただし、雨水のみを排除して公共下水道を使用する場合はこの限りでない。

(し尿の排除の制限)

第10条 使用者は、し尿を公共下水道に排除するときは、水洗便所によってこれをしなければならない。ただし、排水区内においては、し尿浄化槽を設けなければならない。

(除害施設の設置等)

第11条 法第12条第1項の規定により、次の各号に掲げる項目に関し、当該各号に定める基準に適合しない下水を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。ただし、管理者が定める項目に係る下水で、管理者が定める水量に係るものについては、この限りでない。

- | | |
|---------------------|-------------------|
| (1) 温度 | 45度未満 |
| (2) 水素イオン濃度 | 水素指数5を超え9未満 |
| (3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量 | |
| ア 鉱油類含有量 | 1リットルにつき5ミリグラム以下 |
| イ 動植物油脂類含有量 | 1リットルにつき30ミリグラム以下 |

- (4) 沃素消費量 1 リットルにつき 220 ミリグラム未満

全部改正〔平成 8 年条例 14 号〕、一部改正〔平成 24 年条例 43 号〕

(特定事業場からの下水の排除の制限)

第11条の2 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、法第 12 条の 2 第 3 項及び第 5 項の規定により、次の各号に掲げる項目に関し、当該各号に定める基準に適合しない下水を排除してはならない。

- (1) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量
1 リットルにつき 380 ミリグラム未満
- (2) 水素イオン濃度 水素指数 5 を超え 9 未満
- (3) 生物化学的酸素要求量 1 リットルにつき 5 日間に 600 ミリグラム未満
- (4) 浮遊物質 1 リットルにつき 600 ミリグラム未満
- (5) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
- ア 鉱油類含有量 1 リットルにつき 5 ミリグラム以下
- イ 動植物油脂類含有量 1 リットルにつき 30 ミリグラム以下

2 特定事業場から排除される下水が河川その他の公共の水域(湖沼を除く。)に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)の規定による環境省令により、当該下水について前項各号に掲げる項目に関し、当該各号に定める基準より緩やかな排水基準が適用されるときは、前項の規定にかかわらず、その排水基準を当該下水についての前項に掲げる項目に関する水質の基準とする。

追加〔平成 8 年条例 14 号〕、一部改正〔平成 12 年条例 35 号・14 年 3 号・24 年 43 号〕

(特定事業場における除害施設の設置等)

第11条の3 法第 12 条の 11 第 1 項の規定により、次の各号に掲げる項目に関し、当該各号に定める基準に適合しない下水(法第 12 条の 2 第 1 項又第 5 項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。ただし、管理者が定める項目に係る下水で、管理者が定める水量に係るものについては、この限りでない。

- (1) 下水道法施行令(昭和 34 年政令第 147 号)第 9 条の 4 第 1 項各号に掲げる物質
当該各号に定める数値
- (2) 温度 45 度未満
- (3) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量
1 リットルにつき 380 ミリグラム未満
- (4) 水素イオン濃度 水素指数 5 を超え 9 未満
- (5) 生物化学的酸素要求量 1 リットルにつき 5 日間に 600 ミリグラム未満
- (6) 浮遊物質 1 リットルにつき 600 ミリグラム未満
- (7) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
- ア 鉱油類含有量 1 リットルにつき 5 ミリグラム以下
- イ 動植物油脂類含有量 1 リットルにつき 30 ミリグラム以下

追加〔平成 8 年条例 14 号〕、一部改正〔平成 14 年条例 3 号・17 年 50 号・24 年 43 号〕

(除害施設の設置等の届出)

第12条 除害施設を設置し、休止し、又は廃止しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ、その旨を管理者に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

全部改正〔平成 8 年条例 14 号〕

(排除の停止又は制限)

第12条の2 管理者は、公共下水道への排除が次の各号のいずれかに該当するときは、排除を停

止させ、又は制限することができる。

- (1) 公共下水道を損傷するおそれがあるとき。
- (2) 公共下水道の機能を阻害するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が管理上必要であると認めるとき。

追加〔平成8年条例14号〕

(使用料の徴収)

第13条 管理者は、公共下水道の使用について使用者から使用料を徴収する。

- 2 前項の使用料は、納入通知書又は口座振替の方法により徴収する。ただし、管理者が必要と認めた場合は集金等の方法により徴収することができる。
- 3 使用料は、毎月1月分の使用料を徴収するものとし、管理者が必要と認めた場合は、随時又は2月分以上の使用料を一括徴収することができる。
- 4 前項の規定により、2月分以上を一括徴収する場合の使用料は、当該月分の汚水排出量を事前に管理者が認定して徴収するものとし、この場合は、測定月において使用料の過不足を精算するものとする。
- 5 管理者は、公共下水道を一時使用する場合又は使用者から申出のあったときは、使用料概算額を前納させることができる。ただし、使用者が公共下水道の使用を中止し、又は管理者が必要と認めたときは、当該概算額を精算し、過不足のあるときは、これを還付し、又は追徴する。

(使用料の算定)

第14条 使用料は、次表に掲げる基本料金及び逓増料金を基礎として計算した額の合計額又は湯屋料金の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

用途	基本料金	逓増料金		備考
		1段	2段	
一般用	8立方メートルまで 810円	超過1立方メートルから12立方メートルまで1立方メートルにつき 110円	超過12立方メートルを超える1立方メートルにつき 138円	
湯屋用	1立方メートルにつき		22円	湯屋用とは、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）に基づき、入浴料金の価格について統制を受ける公衆浴場の営業の用に供した汚水で、公共下水道に排除するものをいう。

- 2 月の中途において、公共下水道の使用を開始し、又は中止し、廃止したときの使用料は湯屋用を除き、次のとおり算定する。
 - (1) 使用日数が15日以下で、かつ、汚水排出量が基本排出量の2分の1以下の場合は、基本料金の2分の1の額とする。
 - (2) 使用日数が16日以上又は汚水排出量が基本排出量の2分の1を超える場合は、1月として算定した額とする。
- 3 氷雪製造業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、毎使用月に公共下水道に排除した汚水

の量及びその算出の根拠を記載した申告書をもその使用月の末日から起算して7日以内に管理者に提出しなければならない。この場合においては、次条第1項各号の規定にかかわらず、管理者は、その申告書の記載を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定する。

一部改正〔平成9年条例28号・24年43号・26年10号〕

(汚水排出量)

第14条の2 使用料算定の基礎となる汚水排出量は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 水道水を使用する場合は、水道の使用水量とする。
- (2) 水道水以外の水を使用する場合は、揚水量とする。

2 前項の汚水排出量の測定は、江別市水道事業給水条例（昭和36年条例第9号）第26条の規定を準用する。

3 第1項各号の規定により算定された水量が、汚水排出量と著しく異なると認められるときは、管理者は、その事実を勘案して汚水排出量を定めることができる。

一部改正〔平成24年条例43号〕

(資料の提出)

第15条 管理者は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。

第4章 構造の技術上の基準

追加〔平成24年条例43号〕

(公共下水道の構造の技術上の基準)

第16条 法第7条第2項に規定する条例で定める公共下水道の構造の技術上の基準は、この章の定めるところによる。

追加〔平成24年条例43号〕

(排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準)

第17条 排水施設（これを補完する施設を含む。次条において同じ。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。第19条において同じ。）に共通する構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の侵入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとするすることができる。
- (3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないものとして管理者が別に定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置を講ずるものとする。
- (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可とう継手の設置その他の管理者が別に定める措置が講ぜられていること。

追加〔平成24年条例43号〕

(排水施設の構造の技術上の基準)

第18条 排水施設の構造の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 排水管の内径及び排水きよの断面積は、管理者が別に定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- (2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。

- (3) 暗きよその他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。
- (4) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管きよの清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。
- (5) まず又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設けること。

追加〔平成24年条例43号〕

(処理施設の構造の技術上の基準)

第19条 第17条に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。
- (2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。第21条第5号において同じ。）は汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう管理者が別に定める措置が講ぜられていること。

追加〔平成24年条例43号〕

(適用除外)

第20条 前3条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

- (1) 工事を施行するために仮に設ける公共下水道。
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設ける公共下水道

追加〔平成24年条例43号〕

第5章 終末処理場の維持管理

追加〔平成24年条例43号〕

第21条 第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 活性汚泥を使用する処理方法による場合は、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。
- (2) 沈砂池又は沈殿池の泥ために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
- (4) 臭気、蚊、はえ等の発生を防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。
- (5) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう管理者が別に定める措置を講ずること。

追加〔平成24年条例43号〕

第6章 雑則

一部改正〔平成24年条例43号〕

(行為の許可)

第22条 法案24条第1項の許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる図面を添付して管理者に提出しなければならない。この場合において、許可を受けた事項の変更をしようとするときもまた同様とする。

- (1) 施設又は工作物その他の物件（以下「物件」という。）を設ける場所を表示した平面図
- (2) 物件の配置及び構造を表示した図面

2 前項の申請書の様式は、管理者が別に定める。

一部改正〔平成24年条例43号〕

(許可を要しない軽微な変更)

第23条 法案24条第1項の条例で定める軽微な変更は、同項の許可を受けて設けた物件（地上に存する部分に限る。）に対する公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷す

るおそれのない物件の添加であって、同項の許可を受けた者が当該許可に係る物件を設ける目的に付随して行うものとする。

一部改正〔平成24年条例43号〕

(占用)

第24条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件（以下「占用物件」という。）を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。ただし、占用物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。

2 管理者は、前項の許可を受けた者から占用料を徴収する。ただし、次の各号に掲げる占用物件については、この限りでない。

- (1) 公共下水道に下水を排除することを目的とする占用物件
- (2) 国の行う事業で一般会計をもって経理するものに係る占用物件
- (3) 国の行う事業で特別会計をもって経理するもののうち企業的性格を有しない事業に係る物件
- (4) 地方公共団体の行う事業で地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業に係る物件

3 前項の占用料の額及び徴収並びに減免については、江別市道路占用料条例（昭和30年条例第6号）の規定を準用する。

一部改正〔平成19年条例15号・24年43号〕

(原状回復)

第25条 前条第1項の占用の許可を受けた者は、その許可により占用物件を設けることができる期間が満了したとき、又は当該占用物件を設ける目的を廃止したときは当該占用物件を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不相当であると管理者が認めるときは、この限りでない。

2 管理者は、前条第1項の占用の許可を受けた者に対し、前項の原状回復又は原状に回復することが不相当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

一部改正〔平成24年条例43号〕

(設計又は工事の委託)

第26条 市は、排水設備等の新設等を行おうとする者の委託があったときは、その設計又は工事を行うことができる。

2 市に前項の設計又は工事の委託をしようとする者は、申請書を管理者に提出しなければならない。

3 第1項の工事に要する費用は、工事費として算出した額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

4 第2項の規定により工事の委託の申請をした者は、概算工事費を前納しなければならない。ただし、国、地方公共団体及びこれに準ずる者についてはこの限りでない。

5 概算工事費については工事完了後にこれを精算し、過不足を生じたときは、これを還付し、又は追徴する。

一部改正〔平成9年条例28号・24年43号・26年10号〕

(排水設備等の撤去)

第27条 排水設備等を撤去しようとする者は、あらかじめ、管理者に申請書を提出し、許可を受けなければならない。

一部改正〔平成24年条例43号〕

(管理人)

第28条 排水設備等の設置者が市内に居住しないとき、又は管理者が必要と認めたときは、その義務に属する一切の事項を処理するために、市内に居住する管理人を定め、管理者に届け出なければならない。管理人を変更するときもまた同様とする。

一部改正〔平成24年条例43号〕

(手数料の徴収)

第29条 管理者は、第6条、第7条及び第26条にそれぞれ規定する申請、届出をした者から次に掲げる手数料を徴収する。

- | | | |
|---------------|-------|--------|
| (1) 確認を受ける場合 | 1件につき | 300円 |
| (2) 検査を受ける場合 | 1戸につき | 500円 |
| (3) 工事を委託する場合 | 1件につき | 100円 |
| (4) 設計を委託する場合 | 1件につき | 1,030円 |

一部改正〔平成24年条例43号〕

(使用料等の減免)

第30条 管理者は、公益上その他特別の事情があると認めたときは、この条例で定める使用料又は手数料を減免することができる。

一部改正〔平成24年条例43号〕

(委任)

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

一部改正〔平成24年条例43号〕

第7章 罰則

一部改正〔平成24年条例43号〕

(過料)

第32条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第6条第1項又は第2項の規定による確認を受けずに排水設備等の工事を実施した者
- (2) 排水設備等の新設等を行って、第7条第1項の規定による届出を同項に規定する期間内に行わなかった者
- (3) 第8条の規定に違反した排水設備等の新設等の工事を実施した者
- (4) 第9条、第10条、第11条又は第11条の3の規定に違反した使用者
- (5) 第12条の規定による届出を怠った者
- (6) 第15条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者
- (7) 第25条第2項の規定による指示に従わなかった者
- (8) 第6条第1項、第22条又は第26条第2項の規定による申請書又は書類、第6条第2項本文、第9条又は第12条の規定による届出書、第14条第3項の規定による申告書又は第15条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した者

一部改正〔平成6年条例20号・8年14号・24年43号・26年10号〕

第33条 詐欺その他不正の行為により使用料又は占用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

一部改正〔平成6年条例20号・12年3号・24年43号・26年10号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(排水設備の認定)

- 2 この条例が適用される区域で既に存する排水設備のうち、その設備及び構造が政令で定める基準に適合し、公共下水道を使用する上で支障がないものと市長が認めた場合は、この条例にある排水設備として認定することができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行前に市長又は市の職員がした行為は、この条例の相当規定によってしたものとみなす。
- 4 この条例の施行前に市長に対してなされた申請、届出その他の行為は、この条例の相当規定によってなされたものとみなす。

附 則 (昭和 45 年 4 月 1 日条例第 13 号)

この条例は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 54 年 3 月 26 日条例第 11 号)

この条例は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 56 年 3 月 31 日条例第 14 号)

この条例は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 59 年 3 月 7 日条例第 2 号)

この条例は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 59 年 3 月 23 日条例第 5 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 昭和 59 年 4 月分の使用料のうち、逡増料金については、改正後の江別市公共下水道条例第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、前月分の使用料の例による。

附 則 (平成元年 3 月 31 日条例第 27 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成元年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の江別市公共下水道条例第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、施行日前から継続している公共下水道の使用で、施行日から平成元年 4 月 30 日までの間に使用料の支払を受ける権利の確定されるものに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成 6 年 12 月 12 日条例第 20 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 7 年 2 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する過料の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成 8 年 3 月 29 日条例第 14 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の江別市公共下水道条例（以下「改正前の条例」という。）第 11 条の規定に基づき設置されている除害施設は、この条例による改正後の江別市公共下水道条例（以下「改正後の条例」という。）第 11 条又は第 11 条の 3 の規定に基づき設置された除害施設と、改正前の条例第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき行われた悪質下水排除の開始、休止又は廃止の届出は、それぞれ改正後の条例第 12 条の規定に基づき行われた除害施設の設置、休止又は廃止の届出とみなす。

- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成 9 年 3 月 31 日条例第 28 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前から継続している公共下水道の使用で、施行日から平成9年4月30日までの間に使用料の支払いを受ける権利の確定されるものに係る使用料については、この条例による改正後の江別市公共下水道条例第14条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成12年3月8日条例第3号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 3 この条例による改正後の(中略)江別市公共下水道条例の規定は、この条例の施行の日以後にした行為について適用し、同日前にした行為については、なお従前の例による。

附 則 (平成12年12月12日条例第35号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成14年3月5日条例第3号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成17年12月16日条例第50号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年9月12日条例第15号)

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月27日条例第43号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に存する公共下水道の排水施設又は処理施設(これらの施設を補完する施設を含む。)であって、この条例による改正後の江別市公共下水道条例第17条第5号の規定に適合しないものについては、同号の規定は、適用しない。ただし、この条例の施行後に改築(災害復旧として行われるもの及び公共下水道に関する工事以外の工事により必要を生じたものを除く。)の工事に着手したものについては、この限りでない。

附 則 (平成26年3月27日条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前から継続している公共下水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に使用料の支払を受ける権利の確定されるものに係る使用料については、この条例による改正後の江別市公共下水道条例第14条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

1 1 江別市公共下水道条例施行規程

〔昭和59年3月31日〕
〔水道部管理規程第8号〕

〔平成3年から各条に改正経過を注記した。〕

改正	平成元年8月5日水管規程第11号	平成17年3月30日水管規程第4号
	平成3年3月30日水管規程第5号	平成20年1月29日水管規程第2号
	平成8年3月29日水管規程第1号	平成25年3月29日水管規程第3号
	平成13年3月7日水管規程第3号	

(趣旨)

第1条 この規程は、江別市公共下水道条例（昭和42年条例第3号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることとする。

(使用月の始期及び終期)

第2条 条例第2条第5項に規定する使用月の始期及び終期は、江別市水道事業給水条例（昭和36年条例第9号）第26条の規定によりその算定の基礎となった期間の始めを始期とし、終わりを終期とする。

(排水設備設置期間延長の許可申請)

第3条 条例第3条の規定により排水設備を設置する期間の延長の許可を受けようとする者は、排水設備設置期間延長許可申請書（第1号様式）を水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

(排水設備の設置箇所及び工事の実施方法)

第4条 条例第4条第3号に規定する排水設備を公共ます等に固着させる箇所及び工事の実施方法は、法令の規定によるほか、管理者が別に定める排水設備工事設計施工基準によらなければならない。

(排水設備等の確認申請)

第5条 条例第6条第1項の規定により確認を受けようとする者は、排水設備等確認申請書（以下「確認申請書」という。第2号様式）を管理者に提出しなければならない。

2 前項の確認申請書には、管理者が特に必要と認めたときは、次の各号に掲げる図面を添付しなければならない。

(1) 縦断面図

縮尺は、横を平面図に準じ、縦はその100分の1倍とし、管きよの大きさ、勾配並びに接続すべき公共ます又はその他の排水施設の底面を基準とした地表並びに管きよの高さ、土被等を表示すること。

(2) 構造詳細図

縮尺20分の1以上とし、管きよ及びその附属装置の構造並びに寸法を表示すること。

3 2人以上共同して確認を受けようとするときは、代表者を定め、連署のうえ前2項の規定に準じ、管理者に申請しなければならない。

一部改正〔平成25年水管規程3号〕

(排水設備等の確認)

第6条 管理者は、前条の規定による確認申請書の提出があったときは、当該申請の内容が条例第4条及び第5条の規定に適合しているかどうかを審査し、適合していることを確認したときは、当該申請書に確認印を押印のうえ交付するものとし、適合しないと認めたときは、その理

由を付してその旨を当該申請者に通知するものとする。

(排水設備等の工事の完成届出)

第7条 条例第7条第1項の規定により排水設備等の新設等の工事完了の届出をしようとする者は、排水設備等工事完成届(第3号様式)を管理者に提出し、条例第8条第1項の規定による指定業者立会いのうえ、その工事の検査を受けなければならない。

2 排水設備等所有者が変更したときは、排水設備等所有者変更届(第4号様式)により、新旧排水設備等所有者が連署して管理者に届け出なければならない。

3 条例第7条第3項に規定する排水設備等の新設等を行った者に交付する検査済証は、確認申請書に管理者の定める検査済印を押印したものとする。

(排水設備等の軽微な工事)

第8条 条例第8条第1項の規定による排水設備等の新設等で軽微な工事とは、既に排水設備等として確認し、検査を受けた施設を変更することなく、又はその機能を妨げたり損傷するおそれのない範囲での補修をいう。

(使用開始等の届出)

第9条 条例第9条に規定する届出は、次の各号に定める様式によらなければならない。

(1) 公共下水道の使用を開始するときは、公共下水道使用開始届(第3号様式)

(2) 公共下水道の使用を休止、廃止、再開するときは、公共下水道使用休止、廃止、再開届(第4号様式)

2 公共下水道の利用者が変更したときは、前項各号の規定にかかわらず、公共下水道利用者変更届(第4号様式)により、新旧公共下水道利用者が連署して、管理者に届け出なければならない。

一部改正〔平成25年水管規程3号〕

(除害施設設置等の特例)

第10条 条例第11条に規定する管理者が定める項目は、次の各号に掲げる項目とし、同条に規定する管理者が定める水量は、一日当たりの平均的な水量が5立方メートル未満のものとする。

(1) 温度

(2) ノルマルヘキサン抽出物質(動植物油脂類に限る。)含有量

2 条例第11条の3に規定する管理者が定める項目は、次の各号に掲げる項目とし、同条に規定する管理者が定める水量は、一日当たりの平均的な水量が5立方メートル未満のものとする。

(1) 温度

(2) ノルマルヘキサン抽出物質(動植物油脂類に限る。)含有量

(3) 生物化学的酸素要求量

(4) 浮遊物質

全部改正〔平成8年水管規程1号〕、一部改正〔平成25年水管規程3号〕

(除害施設設置等の届出)

第11条 条例第12条の規定による届出は、除害施設設置(変更)届(第5号様式)又は除害施設休止(廃止)届(第5号様式の2)によるものとする。

追加〔平成8年水管規程1号〕、一部改正〔平成20年水管規程2号〕

(使用料の過誤納金の取扱い)

第12条 管理者は、徴収した使用料のうち過納又は誤納となったもの(以下「過誤納金」という。)があるときは、当該過誤納金について納入者に通知し、還付しなければならない。ただし、当該納入者に納入すべきこととなった使用料があるときは、当該過誤納金を充当することができる。

追加〔平成20年水管規程2号〕

(汚水排出量の認定)

第 13 条 条例第14条の2第1項第2号に規定する揚水量は、揚水量を測定できる機器があるときは、その機器により測定された水量とし、それがないときは、別表に定める基準によるものとする。ただし、別表によることが著しく不相当と認められるときは、管理者は、別に事実を勘案して認定することができる。

2 管理者は、特に必要と認めたときは、水道水以外の水を使用する使用者に対しポンプ施設等に揚水量を測定できる機器を設置させることができる。

一部改正〔平成20年水管規程2号〕

(使用料の算定基礎となる事項の異動等の申告)

第 14 条 条例第14条第3項に規定する冰雪製造業その他の業を営む使用者のする申告書又は公共下水道の使用者が汚水排出量認定の基準となる事項に変更を生じたとき、その他使用料算定の基礎となる事項に変更を生じたときは、使用料算定基礎異動申告書（第6号様式）を管理者に提出しなければならない。

一部改正〔平成20年水管規程2号〕

(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのない排水施設又は処理施設)

第 15 条 条例第17条第3号に規定する管理者が定めるものは、次のいずれかに該当する排水施設（これを保管する施設を含む。以下同じ。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）とする。

- (1) 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの。
- (2) 人が立ち入ることが予定される部分を有する場合には、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの
 - ア 下水道法施工令（昭和34年政令第147号）第6条に規定する基準
 - イ 大腸菌が検出されないこと。
 - ウ 濁度が2度以下であること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況から見て、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められるもの

2 前項第2号イ及びウに規定する基準は、下水道法施工規則第4条の3第2項の規定に基づき国土交通大臣が定める方法（平成20年国土交通省告示第334号）により検定した場合における検出値によるものとする。

追加〔平成25年水管規程3号〕

(地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないように講ずる措置)

第 16 条 条例第17条第5号に規定する管理者が定める措置は、耐震性能を確保するために講ずべきものとして次に掲げる措置とする。

- (1) 排水施設又は処理施設の周辺の地盤（埋戻し土を含む。次号及び第4号において同じ。）に液状化が生ずるおそれがある場合においては、当該排水施設または処理施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締固め若しくは固化若しくは砕石による埋め戻しまたは杭基礎の強化その他の有効な損傷の防止または軽減のための措置
- (2) 排水施設または処理施設の周辺の地盤に側方流動が生ずるおそれがある場合においては、護岸の強化または地下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- (3) 排水施設又は処理施設の伸縮その他の変形により当該排水施設又は処理施設に損傷が生ずるおそれがある場合においては、可とう継手又は伸縮継手の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- (4) 前3号に定めるもののほか、施設に用いられる材料、施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、耐震性能を確保するために必要と認められる措置

2 耐震性能は、重要な排水施設（地域の防災対策上必要と認められる施設の下水を排除するために設けられる排水施設その他の都市機能の維持を図る上で重要な排水施設又は破損した場合に二次災害を誘発するおそれがあり、若しくは復旧が困難であると見込まれる排水施設をいう。）及び処理施設については次に掲げるとおりとし、重要な排水施設以外の排水施設については、第1号のとおりとする。

- (1) レベル1地震動（排水施設及び処理施設の供用期間内に発生する確率が高い地震動をいう。）に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、当該排水施設及び処理施設の健全な流下能力及び処理機能を損なわないこと。
- (2) レベル2地震動（排水施設及び処理施設の供用期間内に発生する確率が低い、大きな郷土を有する地震動をいう。）に対して、生じる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力及び処理能力の回復が可能なものとし、当該排水施設及び処理施設の所期の流下能力及び処理機能を保持すること。

追加〔平成25年水管規程3号〕

（排水管内径及び排水きよの断面積を定める数値）

第17条 条例第18条第1項に規定する管理者が定める数値は、排水管内径にあつては100ミリメートル（自然流下によらない排水管にあつては、30ミリメートル）とし、排水きよの断面積にあつては5,000平方ミリメートルとする。

追加〔平成25年水管規程3号〕

（処理施設の構造において生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう講ずる措置）

第18条 条例第19条第2号に規定する管理者が定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理施設の設置その他の措置
- (2) 汚泥の処理に伴う廃液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液を水処理施設に送水する導管の設置その他の措置
- (3) 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出を防止する覆いの設置その他の措置

追加〔平成25年水管規程3号〕

（終末処理場の維持管理において生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう講ずる措置）

第19条 条例第21条第5号に規定する管理者が定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理等の措置
- (2) 汚泥の処理に伴う廃液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液の水処理施設への送水等の措置
- (3) 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出の防止等の措置

追加〔平成25年水管規程3号〕

（制限行為の許可申請）

第20条 条例第22条第項の規定による許可を受けようとする者又は変更の許可を受けようとする者は、制限行為許可（変更）申請書（第7号様式）を管理者に提出しなければならない。

一部改正〔平成20年水管規程2号・25年3号〕

（制限行為の許可等）

第21条 管理者は、前条による申請があつたときは、制限行為に関する法令の規定に適合するものであることについて審査し、その規定に適合すると認めたときは、制限行為（変更）許可

書（第8号様式）を申請者に交付する。

- 2 前項の場合において審査の結果制限行為に関する法令の規定に適合しないと認めるときは、管理者は、その理由を付してその旨を制限行為（変更）審査通知書（第8号様式）により申請者に通知するものとする。

一部改正〔平成20年水管規程2号・25年3号〕

（占用許可申請）

第22条 条例第24条第1項の規定による許可を受けようとする者は、公共下水道敷地（施設）占用許可申請書（第9号様式）正副2通を管理者に提出しなければならない。

一部改正〔平成20年水管規程2号・25年3号〕

（設計又は工事の委託）

第23条 条例第26条第2項の規定による排水設備等の新設等の設計又は工事の委託をしようとする者は、排水設備等新設等設計、工事委託申請書（第10号様式）を提出しなければならない。

- 2 工事を委託する者は、設計によって算出した工事費の概算額の通知を受けた日から15日以内に予納しなければならない。

一部改正〔平成20年水管規程2号・25年3号〕

（排水設備等の撤去の許可申請）

第24条 条例第27条の規定による申請は、排水設備等撤去許可申請書（第11号様式）による。

一部改正〔平成20年水管規程2号・25年3号〕

（管理人の届出等）

第25条 条例第28条の規定による管理人の届出及び変更は、排水設備等管理人設定（変更）届（第12号様式）により管理者に提出するものとする。

一部改正〔平成20年水管規程2号・25年3号〕

（使用料等の減免の申請）

第26条 条例第30条の規定により使用料等の減免を受けようとする者は、下水道使用料等減免申請書（第13号様式）を管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項による申請について減免の必要を認めるとき、又は減免を却下したときは、下水道使用料等減免許可、却下通知書（第14号様式）を申請者に交付する。

一部改正〔平成20年水管規程2号・25年3号〕

（身分証明書）

第27条 条例第7条第1項に規定する検査又は使用料等の徴収に従事する職員は、管理者が別に定める身分証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

一部改正〔平成20年水管規程2号〕

（委任）

第28条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

一部改正〔平成20年水管規程2号・25年3号〕

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程施行の際、既になされた申請その他の行為については、この規程によりなされたものとみなす。

附 則（平成元年8月5日水管規程第11号）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程施行の際現にこの規程による改正前の規程に基づいて行われた申請その他の行為は、この規程による改正後の規程の規定に基づいて行われたものとみなす。

3 この規程施行の際現にこの規程による改正前の規程に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規程による改正後の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附 則（平成3年3月30日水管規程第5号）

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月29日水管規程第1号）

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月7日水管規程第3号）

この規程は、平成13年3月7日から施行する。

附 則（平成17年3月30日水管規程第4号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年1月29日水管規程第2号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する

附 則（平成25年3月29日水管規程第3号）

（施行期日）

1 この規程は、昭和25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程施行の際現にこの規程による改正前の江別市公共下水道条例施工規程に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規定による改正後の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

別 表 （第11条関係）

用途別	業 種	汚水排出の認定基準	
家事用	家事により排出される汚水	1戸4人まで 8立方メートル 1人増すごとに 2立方メートル	浴槽（浴場用を除く。）は1つにつき3立方メートル、水洗式大便器は1個につき家事用2立方メートル、以外は8立方メートル、水洗式小便器は1個につき家事用は1立方メートル、以外は4立方メートル、大小兼用器は1個につき家事用3立方メートル、以外は12立方メートルを加算する。
団体用	官公署、学校、会社、神社、寺院、教会その他これらに類する団体により排出される汚水で直接営業によらないで排出されるもの。	従業員13人まで 20立方メートル 1人増すごとに 1.5立方メートル	
営業	クリーニング業、水産加工業、かまぼこ製造業、園芸業、清涼飲料水製造業、氷菓製造業、豆腐製造業、漬物製造業、めん類製造業、もやし製造業、魚介類販売業、さく乳販売業、自動車運送業、飲食店業（仕出屋、バー、キャバレー、その他これらに類するものを含む。）、喫茶店業、旅館業、給油業（ガソリンスタンドを有するものに限る）その他これに類するもの	構成員5人まで 50立方メートル 1人増すごとに 10立方メートル	
	第二類 鳥獣飼育業、果樹栽培業、鋳物製造業、写真業、生花販売業、青果類販売業、食肉販売業、理美容業、病院診療所、その他これに類するもの	構成員5人まで 20立方メートル 1人増すごとに 5立方メートル	

第三類	製材業、印刷業、塗装看板業、興行場業、（映画館、ダンスホール、その他これに類するものを含む。）、薬品販売業、荒物雑貨販売業、アパート業（入居世帯ごとに給水設備のあるものを除く）、貸間業、下宿業、その他これに類するもの	構成員5人まで 10立方メートル 1人増すごとに 2立方メートル
工業用	第一種 醸造、製氷、せんい、や金、コークス、その他これに類する製造工業	従業員10人まで 100立方メートル 1人増すごとに 10立方メートル
	第二種 鉄工、れんが、コンクリート、その他これに類する製造業	従業員10人まで 50立方メートル 1人増すごとに 5立方メートル
公衆浴場用	公衆浴場法の適用を受けるもの	洗場及び浴槽1平方メートルにつき8立方メートル
その他	土木建築工事、噴水観賞、その他前各号以外のものにより排水される汚水	10立方メートルを基本排水量とし、これを超える部分は業態使用状況、ポンプ能力等を勘案して管理者が認定する。

1 2 江別市指定排水設備工事事業者規程

〔昭和53年1月20日〕
〔水道部管理規程第8号〕

〔平成7年から各条に改正経過を注記した。〕

改正	昭和55年4月12日水管規程第2号	平成12年3月7日水管規程第2号
	昭和59年3月19日水管規程第3号	〔題名改正〕
	昭和61年3月22日水管規程第2号	平成13年1月15日水管規程第1号
	平成元年8月5日水管規程第11号	平成17年3月30日水管規程第4号
	平成7年3月28日水管規程第4号	平成23年7月1日水管規程第2号
	平成8年6月25日水管規程第2号	平成25年2月1日水管規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、江別市公共下水道条例（昭和42年条例第3号。以下「条例」という。）第8条第2項の規定に基づき、指定排水設備工事事業者（以下「指定業者」という。）の指定に関し必要な事項を定めることとする。

一部改正〔平成12年水管規程2号〕

(指定の要件)

第2条 条例第8条第2項による水道事業管理者（以下「管理者」という。）の指定業者の指定（以下「指定」という。）を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 北海道内に事業所を有し、かつ、現に営業している者
- (2) 水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により江別市指定給水装置工事事業者の指定を受けている者
- (3) 排水設備工事の設計及び施工（監理を含む。）に関して技能を有する者として管理者が登録した排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）を常時雇用している者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- (2) 下水道法（昭和33年法律第79号）に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (3) 第6条の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- (4) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- (5) 法人であって、その役員のうち第1号から前号までのいずれかに該当する者があるもの

全部改正〔平成10年水管規程1号〕、一部改正〔平成12年水管規程2号〕

(指定の有効期間)

第3条 指定の有効期間（以下「指定期間」という。）は、指定の日の翌日から起算して3年を経過する日の属する年度の末日までとする。

全部改正〔平成10年水管規程1号〕

(指定の申請)

第4条 条例第8条第1項による指定業者の指定を受けようとする者は、江別市指定排水設備工事事業者申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。ただし、第6号に掲げる書類については、管理者が添付の必要がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 第2条第2項第1号から第5号までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類（第2号様式）
- (2) 個人にあつては営業証明書
- (3) 責任技術者の雇用を証する書類の写し
- (4) 印鑑証明書
- (5) 個人にあつては申請者の身分証明書、法人にあつては役員の身分証明書
- (6) 個人にあつてはその住民票の写し又は外国人登録証明書の写し、法人にあつては登記簿の謄本

全部改正〔平成10年水管規程1号〕、一部改正〔平成12年水管規程2号〕

（指定業者証の交付）

第5条 管理者は、条例第8条第1項に規定する指定業者の指定をしたときは、江別市指定排水設備工事事業者証（第3号様式。以下「指定業者証」という。）を交付する。

- 2 指定業者は、事業を廃止したとき又は次条の規定により指定が取り消されたときは、指定業者証を管理者に返還しなければならない。
- 3 指定業者は、事業を休止したとき又は次条の規定により指定が停止されたときは、指定業者証を管理者に提出しておかなければならない。
- 4 指定業者は、指定業者証を汚損又は紛失したときは、申請により再交付を受けることができる。

全部改正〔平成10年水管規程1号〕

（指定の取消し等）

第6条 管理者は、指定業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条の指定を取り消し、又は期間を定めて指定の停止をすることができる。

- (1) 第2条に定める要件を欠くに至ったとき。
- (2) 次条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (3) 第16条に規定する排水設備工事の基準に従った適正な工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (4) 第17条から第24条までの規定に対して、正当な理由なくこれに応じないとき。
- (5) その施行する工事が排水設備の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。
- (6) 不正の手段により指定を受けたとき。

全部改正〔平成10年水管規程1号〕

（変更の届出）

第7条 指定業者は、次の各号に掲げる事項のいずれかに変更があつたとき又は排水設備工事事業者を廃止、休止若しくは再開したときは、江別市指定排水設備工事事業者届出事項変更届出書（第4号様式）又は江別市指定排水設備工事事業者廃止・休止・再開届出書（第5号様式）に必要な書類を添えて管理者に届け出なければならない。

- (1) 事業所の名称及び所在地
 - (2) 住所、氏名若しくは名称又は法人にあつてはその代表者若しくは役員の氏名
 - (3) 責任技術者の氏名又は登録番号
- 2 前項の規定による届出は、次の各号に定める日までに行わなければならない。
 - (1) 前項の規定による変更の届出又は廃止若しくは休止の届出 当該変更のあつた日又は廃止若しくは休止の日から30日以内
 - (2) 前項の規定による再開の届出 当該再開の日から10日以内

全部改正〔平成10年水管規程1号〕、一部改正〔平成12年水管規程2号〕

（指定等の公示）

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、その都度公示する。

- (1) 新たに指定業者を指定したとき。
- (2) 前条第1項第2号に係る変更の届出があつたとき。

- (3) 指定業者から排水設備工事の事業の廃止、休止、又は再開の届出があったとき。
- (4) 指定業者の指定を取消し又は停止したとき。

全部改正〔平成10年水管規程1号〕、一部改正〔平成12年水管規程2号〕

(責任技術者の選任等)

第9条 指定業者は、第4条の指定の申請をする際に、第2条第1項第3号に規定する責任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。

- 2 指定業者は、第2条第1項第3号に掲げる要件が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から14日以内に新たに責任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。
- 3 指定業者は、責任技術者を選任又は解任したときは、排水設備工事責任技術者選任・解任届出書(第6号様式)により、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。
- 4 前2項の規定による責任技術者の選任の届出には、選任する責任技術者の雇用を証する書類の写しを添えなければならない。

全部改正〔平成10年水管規程1号〕、一部改正〔平成12年水管規程2号〕

(登録の要件)

第10条 第2条第1項第3号に規定する責任技術者として登録を受けることができる者は、北海道地方下水道協会(以下「下水道協会」という。)が実施する排水設備工事責任技術者試験(以下「試験」という。)に合格した者又は下水道協会が切替登録した者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。
 - (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - (2) 違法行為又は不正行為等によって試験の合格又は責任技術者としての登録を取り消され、その取消の日から2年を経過していない者
 - (3) 前各号に掲げる者のほか、管理者が登録を不相当と認めた者

全部改正〔平成10年水管規程1号〕、一部改正〔平成12年水管規程2号・23年2号〕

(登録の有効期間)

第11条 責任技術者の登録の有効期間(以下「登録期間」という。)は、5年とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたときは、これを短縮することができる。

全部改正〔平成10年水管規程1号〕、一部改正〔平成25年水管規程1号〕

(登録の申請)

第12条 責任技術者としての登録を受けようとする者は、排水設備工事責任技術者登録申請書(第7号様式。以下「登録申請書」という。)に第10条に規定する登録資格を有することを証する書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

全部改正〔平成10年水管規程1号〕、一部改正〔平成12年水管規程2号・13年1号〕

(責任技術者登録通知書)

第13条 管理者は、責任技術者に対し江別市排水設備工事責任技術者登録通知書(第8号様式。以下「責任技術者登録通知書」という。)を交付する。

- 2 責任技術者は、登録申請書に記載した事項に異動が生じたときは、直ちに排水設備工事責任技術者異動届(第9号様式)に異動の事実を証する書類を添えて、管理者に届け出なければならない。
- 3 責任技術者は、責任技術者登録通知書を汚損又は紛失したときは、排水設備工事責任技術者登録通知書再交付申請書(第10号様式)を管理者に提出し、再交付を受けることができる。

全部改正〔平成10年水管規程1号〕、一部改正〔平成12年水管規程2号・13年1号〕

(登録の更新)

第14条 責任技術者は、登録期間満了後も引き続き登録を受けようとするときは、登録期間満了日までにあらかじめ登録の更新(以下「登録更新」という。)を受けなければならない。ただし、管理者が特別な理由があると認めたときは、この限りではない。

- 2 登録更新を受けようとする責任技術者は、管理者が指定する期日までに登録申請書に、下水道協

会が交付する資格認定証又は下水道教会に対して資格登録更新手続をしたことを証する書類を添付して管理者に提出しなければならない。

全部改正〔平成8年水管規程2号〕、一部改正〔平成10年水管規程1号・12年水管規程2号・13年1号・23号2号〕

(登録の取消し又は一時停止)

第15条 管理者は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消し、又は期間を定めて、登録の効力を停止することができる。

- (1) 条例、江別市公共下水道条例施行規程（昭和59年水道部管理規程第8号）若しくはこの規程又は市の指示に違反したとき。
- (2) 業務に関し、不誠実な行為があるなど、管理者が、責任技術者として不相当と認めたとき。

全部改正〔平成8年水管規程2号〕、一部改正〔平成10年水管規程1号・12年水管規程2号〕

(工事の基準)

第16条 指定業者が排水設備工事をするときは、管理者が別に定める方法により誠実に施行しなければならない。

一部改正平成8年水管規程2号・10年水管規程1号]

(工事の施行義務)

第17条 指定業者は、工事の申込みを受けたときは、正当な理由なくしてこれを拒んではならない。

一部改正〔平成8年水管規程2号・10年水管規程1号〕

(下請の禁止)

第18条 工事は、指定業者が自ら施行するものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合にはその一部を下請人に施行させることができる。

- 2 前項ただし書の規定により下請人に施行させる場合には、あらかじめ管理者の承認を受けなければならない。

一部改正〔平成8年水管規程2号・10年水管規程1号〕

(材料の検査)

第19条 指定業者が排水設備工事に使用する材料は、工事1件ごとに検査を受けなければならない。

一部改正〔平成8年水管規程2号・10年水管規程1号〕

(中間検査)

第20条 指定業者は、工事の過程において当該工事を担当する責任技術者立会いのうえ中間検査を受けなければならない。

- 2 前項による検査の結果不完全と認められる場合には、管理者が指定する期間内に修復し、再検査を受けなければならない。

一部改正〔平成8年水管規程2号・10年水管規程1号〕

(竣工検査)

第21条 指定業者は、工事が竣工したときは、5日以内に市に報告し、当該工事を担当した責任技術者立会いのうえ管理者の検査を受けなければならない。

- 2 前項の検査の結果、不完全と認められた場合は、管理者の指定する期間内に修復し、再検査を受けなければならない。

一部改正〔平成8年水管規程2号・10年水管規程1号〕

(引渡し後の補修)

第22条 検査に合格した工事であっても、竣工検査の日から1年以内に故障し、又は破損した場合には、指定業者は、速やかにこれを無償で補修しなければならない。ただし、天災その他不可抗力又は使用者の故意若しくは著しい過失に起因すると認められたときは、この限りでない。

- 2 指定業者が前項の補修をしないときは、その指定業者の費用で市においてこれを行うことができる。

一部改正〔平成8年水管規程2号・10年水管規程1号〕

(修繕の義務)

第23条 指定業者は、修繕の申込みを受けたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。

一部改正〔平成8年水管規程2号・10年水管規程1号〕

(市に対する協力の要請)

第24条 管理者は、災害その他緊急を要する事故が発生したときは、指定業者に協力を要請するものとする。

全部改正〔平成10年水管規程1号〕

(施行細目)

第25条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、管理者が別に定める。

全部改正〔平成10年水管規程1号〕

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。
- 2 この規程の施行前に、指定業者の承認を受けた者については、この規程に基づいてなされたものとみなす。

附 則（昭和55年4月12日水管規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年3月19日水管規程第3号）

この規程は、昭和59年3月19日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月22日水管規程第2号）

この規程は、昭和61年3月22日から施行する。

附 則（平成元年8月5日水管規程第11号）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程施行の際現にこの規程による改正前の規程に基づいて行われた申請その他の行為は、この規程による改正後の規程の規定に基づいて行われたものとみなす。
- 3 この規程施行の際現にこの規程による改正前の規程に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規程による改正後の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附 則（平成7年3月28日水管規程第4号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程施行の際現にこの規程による改正前の規程に基づいて行われた申請その他の行為は、この規程による改正後の規程の規定に基づいて行われたものとみなす。

附 則（平成8年6月25日水管規程第2号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成8年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程施行の際、現にこの規程の改正前の規程に基づいて交付された排水設備工事責任技術員承認証は、この規程の改正後の規程の規定に基づいて交付されたものとみなす。

附 則（平成10年3月17日水管規程第1号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程施行の際現にこの規程による改正前の規程に基づいて行われた指定業者の申請その他の行為は、この規程による改正後の規程の規定に基づいて行われたものとみなす。

- 3 前項の指定業者は、平成10年4月1日から90日以内に江別市排水設備工事指定業者承認証を管理者に返納しなければならない。
- 4 管理者は前項の返納後、速やかに本規程第5条に定める江別市指定排水設備工事事業者証を交付する。

附 則（平成12年3月7日水管規程第2号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程施行の際、現にこの規程による改正前の規程の規定に基づいて行われた申請その他の行為は、この規程による改正後の規程の規定に基づいて行われたものとみなす。

附 則（平成13年1月15日水管規程第1号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成13年1月15日から施行する。

（適用関係）

- 2 この規程による改正後の江別市指定排水設備工事事業者規程（以下「改正後の規程」という。）は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に責任技術者の新規登録及び登録更新する者について適用し、施行日前に責任技術者の登録をした者のうち登録更新に至らないものについては、なお従前の例による。

（経過措置）

- 3 この規程の施行の際、現にこの規程による改正前の規程の規定に基づいて行われた責任技術者の登録その他の行為は、改正後の規程の規定に基づいて行われたものとみなす。

附 則（平成17年3月30日水管規程第4号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成23年5月2日水管規程第2号）

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成25年2月1日水管規程第1号）

この規程は、平成25年2月1日から施行する。

江別市指定排水設備工事事業者申請書

年 月 日

（あて先）江別市水道事業管理者

住 所

申 請 者 氏名又は名称

代表者氏名 印

江別市指定排水設備工事事業者として指定を受けたいので別紙関係書類を添えて申請します。

事業所の名称				
所在地				
役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の名簿	氏 名		氏 名	
江別市に登録する排水設備工事責任技術者名簿	氏 名	登録番号	氏 名	登録番号

誓 約 書

年 月 日

（あて先）江別市水道事業管理者

住 所

誓 約 者 氏名又は名称

代 表 者 氏 名

印

江別市指定排水設備工事事業者申請者及びその役員は、江別市指定排水設備工事事業者規程第2条第2項第1号から第5号までのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

第 号

江別市指定排水設備工事事業者証

住所

氏名

江別市指定排水設備工事事業者として指定します。

指定の有効期間

年 月 日から

年 月 日まで

年 月 日

江別市水道事業管理者

印

江別市指定排水設備工事事業者届出事項変更届出書

年 月 日

（あて先）江別市水道事業管理者

住 所
届 出 者 氏名又は名称
代表者氏名 印

江別市指定排水設備工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日

江別市指定排水設備工事事業者
廃止
休止
再開
届出書

年 月 日

（あて先）江別市水道事業管理者

住 所
届 出 者 氏名又は名称
代表者氏名 印

江別市指定排水設備工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき、排水設備工事事業者の
廃止
休止
再開
の届出をします。

(廃止・休止・再開) の 年 月 日	
(廃止・休止・再開) の 理 由	

排水設備工事責任技術者選任・解任届出書

年 月 日

（あて先）江別市水道事業管理者

住 所
届 出 者 氏名又は名称
代表者氏名 印

江別市指定排水設備工事事業者規程第9条第3項の規定に基づき、江別市に登録する排水設備工事責任技術者の選任・解任の届出をします。

選任・解任する排水設備 工事責任技術者の氏名	登録番号	選任・解任の年月日

年 月 日

排水設備工事責任技術者登録申請書（新規・更新）

（あて先）江別市水道事業管理者

申	ふりがな	
	氏名	⑩
	生年月日	年 月 日生
	住所	〒 市・区・郡 町 丁目 番地 号 室
請 者	電話番号	()
	登録番号 (登録更新者のみ)	第 号
	主管市町村	
	勤務先	所在地 名称 電話 ()

年 月 日

様

江別市水道事業管理者



江別市排水設備工事責任技術者登録通知書

江別市排水設備工事責任技術者として登録申請のありました件につきまして、江別市指定排水設備工事事業者規程第13条第1項の規定に基づき、登録したことを通知します。

記

1 登録番号 _____

2 有効期間 _____年 月 日から _____年 月 日まで

年 月 日

排水設備工事責任技術者異動届

（住所 氏名 勤務先）

（あて先）江別市水道事業管理者

登録番号 第 号
氏 名 _____ ⑩

新 住 所	〒	市・区・郡	町	丁目	番地
			号	室	
電話番号 ()					
旧 住 所	〒	市・区・郡	町	丁目	番地
			号	室	
電話番号 ()					
ふりがな				ふりがな	
新氏名				旧氏名	
新勤務地	名 称			名 称	
	所在地			所在地	
旧勤務地	名 称			名 称	
	所在地			所在地	

年 月 日

排水設備工事責任技術者登録通知書再交付申請書

（あて先）江別市水道事業管理者

申	ふ り が な	
	氏 名	⑩
請 者	生 年 月 日	年 月 日 生
	住 所	〒 市・区・郡 町 丁目 番地 号 室
	電 話 番 号	()
	登 録 番 号	第 号
	専 属 指 定 業 者	所在地 名 称 電話 () 専属指定業者指定番号 第 号

全部改正〔平成8年水管規程2号〕、一部改正〔平成10年水管規程1号・12年水管規程2号・13年1号・17年4号〕